

# 芝浦工業大学校友会黒潮会支部規約

## 第一章 総 則

第一条 (名称) 本会は、芝浦工業大学校友会黒潮会支部と称する。

第二条 (所在) 本会の事務局は、埼玉県鴻巣市糠田1460-1  
岡野浩一宅内に置く。

## 第二章 目的及び事業

第三条 (目的) 本会は、芝浦工業大学校友会黒潮会支部規約及び校友会支部規程に基づき会員相互の親睦と団結をはかり、芝浦工業大学校友会及び芝浦工業大学空手道部と母校芝浦工業大学、学生空手道連盟の発展に寄与すると共に、空手道部の伝統を維持し以て後進の指導育成を計り、広く社会に貢献することを目的とする。

第四条 (事業) 本会は、目的達成の為次の事業を行う。

1. 本部及び支部相互の連絡、交流
2. 芝浦工業大学空手道部後進の指導育成
3. 本会員名簿の発行及び会報の発行
4. 本会員相互の交流、親睦
5. 本会総会の開催
6. その他本会の目的達成の為の必要事業

## 第三章 会 員

第五条 (会員) 本会の会員は、次のとおりとする。

- ・正会員 芝浦工業大学校友会の正会員であって、芝浦工業大学空手道部の出身者である者。  
但し、上記以外にて空手道部又は本会に功績が有り芝浦工業大学の出身者で本役員会の推薦によって認められた者を含む。
- ・賛助会員 本会の趣旨に賛同し、正会員二名以上の推薦を受けた者で本役員会の承認を受けた者。

## 第四章 役員等

第六条 (役員) 本会に次の役員を置く。

1. 会長 (支部長) 一名
2. 副会長 (副支部長) 二名以上
3. 会計 一名以上
4. 会計監査 二名
5. 事務局長 一名
6. 幹事 若干名
7. 支部選出幹事 一名

- 第七条 (役員任期) 役員任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。
- 第八条 役員に欠員が生じた場合、補欠として後任者を選出する。後任者の任期は前任者の残存期間とする。
- 第九条 (役員選出) 役員は、本会総会に於いて定められた方法に依りこれを選出する。事務局長は、会長が選任する。
- 第十条 (役員任務) 役員は、役員会を組織し次の会務を執行する。
- ・後進指導育成に関する事。
  - ・本会の会合に関する事。
  - ・会員名簿及び会報の編集・発行に関する事。
  - ・その他通常会務に関する事。
- 第十一条 会長は、本会を代表し会務を統括する。(校友会本部との関係に於いては、黒潮会支部長とする)
- 第十二条 副会長は、会長を補佐する。会長に事故ある場合には、その会務を代行する。
- 第十三条 会計は、本会の経理を担当し、会計監査は、本会の会計を監査する。会計監査は、他の役職と兼務はできない。
- 第十四条 事務局長は、会長を補佐し、会長の命を受けて本会運営業務を処理する。
- 第十五条 支部選出幹事は、本支部の代表として校友会の幹事会等の行事に参画する。
- 第十六条 (その他役員) 本会に顧問を若干名置く。
- ・顧問は、大学関係者並びに会派の師範等の中から役員会の承認を得て会長が委嘱する。
  - ・顧問は、本会の目的を達成するため本会を指導する。

## 第五章 会 議

- 第十七条 (会議) 本会の会議は、総会・役員会の二種とする。
- 第十八条 (総会) 総会
- ・総会は、定時総会と臨時総会に分け定時総会は年に一度会長が役員会の議を経て招集する。
  - ・正会員若しくは現役学生より議題を提案され本会の趣旨に於いてその必要性を認められた場合、役員会の議を経て会長の名に於いて臨時総会を招集することができる。
- 第十九条 (役員会) 役員会
- ・役員会は、会長が必要と認めた場合又は、役員会の要請により会長が招集する。
- 第二十条 (総会の議決) 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 第六章 事業報告等

- 第二十一条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年11月1日より翌年10月31日までとする。
- 第二十二条（会費） 会費は、次のとおりとし、事業年度の初めまでに納入する。
- ・正会員は、年間1,000円/口以上とする。
  - ・賛助会員は、年間1,000円/口以上とする。
  - ・総会その他特別会議、会合等の場合は、役員会の議を経て臨時会費を徴収することができる。
- 第二十三条（予算決算） 毎年度の予算は、総会の議を得て決定する。決算は、監査を経て会務報告と共に総会に報告し、承認を受けるものとする。予算、決算は、会務報告（事業報告）と共に会員に公表する。
- 第二十四条（本部への報告） 本支部規約の変更、本会役員の変更、毎年度の事業報告、決算報告については、本会総会の承認を経た後、遅滞なく校友会本部へ届出るものとする。
- 第二十五条（規約外事項の処理） 本支部規約に規程のない事項については、役員会が決定する。
- 第二十六条（規約の改正） 本支部規約の改正は、総会に於いて行うものとする。

本規約は、平成13年9月1日より施行する。

改正 令和6年12月7日